

2026年改訂案CGコードにおける知的財産の再配置と実務影響

エグゼクティブサマリー

2026年4月10日に金融庁および東京証券取引所が公表したコーポレートガバナンス・コード改訂案は、**条文上の置き場所と意味づけを変えた**。現行版では、知財は主に「経営戦略開示」と「取締役会の実効的監督」の文脈で登場していたが、改訂案では**取締役会が説明すべき成長投資そのもの**として原則本文に入り、さらに解釈指針で**創出・取得・強化・保護・収益化**まで明示された。現行版の最終改訂日は2021年6月11日であり、今回の文言整理は、公式資料上も「プリンシプル化・スリム化」による**コードの実質化**の一環と位置づけられている。したがって実務上は、知財開示を単独の記述項目として処理する発想から、**資本コスト、成長戦略、資源配分、リスク管理、投資家対話**をつなぐ統合ガバナンスへ移行する必要がある。 ¹

何が変わったのか

IPに関する扱いの変化を一言でいえば、「**開示項目としての知財**」から「**成長投資として説明・監督される知財**」への再配置である。現行版では、補充原則3-1③が知財投資の開示を求め、補充原則4-2②が知財投資を含む経営資源配分の実効的監督を求めていた。一方、改訂案では、これらの内容が主として新原則4-1と4-2に再編され、4-1の原則本文に「**知的財産等の無形資産への投資**」が明示されるとともに、4-1の解釈指針で「**創出・取得・強化・保護・収益化**」というIPのライフサイクル全体が書き込まれた。さらに4-2では、知財という語を直接繰り返さず、経営資源配分全体を**不断に検証**する枠組みに一般化している。 ²

この再編は、単なる章ズレではない。現行版の知財関連文言は、第3章「情報開示」と第4章「取締役会の責務」に分散していたが、改訂案では、IPの中心論点が**第4章「取締役会等の責務」**に移された。つまり、知財は「開示の素材」よりもまず、**取締役会が成長の道筋と資本配分の中で語るべき経営テーマ**として扱われるようになった、と読むのが正確である。 ³

以下の図は、IP関連規定の移り先を整理したものである。出典となる対応関係は、金融庁の変更履歴版が明示している。 ⁴

flowchart LR

```
A[現行 補充原則3-1③<br>IP投資の開示] --> N1[改訂案 原則4-1<br>成長投資としてIPを説明]
B[現行 補充原則4-2②後段<br>IP投資を含む資源配分の監督] --> N1
B --> N2[改訂案 原則4-2(2)<br>資源配分を不断に検証]
C[現行 原則5-2<br>資本コストを踏まえた資源配分説明] --> N1
N1 --> N3[改訂案 4-1解釈指針<br>創出・取得・強化・保護・収益化]
N3 --> N4[改訂案 4-4解釈指針<br>技術・情報流出リスク対応]
A --> N5[旧3-1③前段のサステナビリティ部分<br>改訂案4-5へ統合]
```

該当条文の原文と差分

改訂案のIP関連原文抜粋

改訂案のうち、IPに直接関係する主要部分是新原則4-1とその解釈指針、ならびに資源配分検証を定める原則4-2(2)である。以下は、金融庁・東証が2026年4月10日に公表したクリーン版の**IP関連部分の正確な日本語抜粋**である。 5

「また、取締役会は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、成長の実現を目指し、自社の資本コストを踏まえて収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて説明を行うべきである。」

— 原則4-1

「投資先を検討するに当たっては、例えば、（i）投資対象を自社の内部に求めるのか（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）、外部に求めるのか（M & A・業務提携・スタートアップ出資への投資等）といった観点、（ii）短期・中長期といった観点、（iii）国内投資（地方への人的投資・地方拠点の整備等）、国外投資といった観点等の多様な投資機会があることを十分に認識すべきである。なお、知的財産等の無形資産への投資については、競争力や企業価値向上の源泉であることを踏まえ、その創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべきである。」

— 原則4-1 解釈指針

「（2）取締役会は、自社の経営資源の配分が、成長の実現を目指して策定・公表した経営戦略や経営計画に照らし適切なものとなっているかについて不断に検証を行うべきである。」

— 原則4-2(2)

加えて、改訂案はIPの「保護」面に関わる実務も補強している。新原則4-4の解釈指針は、サイバーセキュリティ、経済安全保障、サプライチェーン途絶、**技術等の情報流出リスク**をリスク管理体制の考慮事項に含め得ると明示している。知財管理を、単なる出願や開示ではなく、情報保護まで含めたガバナンスに接続した点は見落とせない。 6

現行版の対応原文抜粋

現行版は、金融庁公表ページによれば2015年適用開始、2018年改訂、**2021年6月11日に再改訂**された版である。IP関連では、補充原則3-1③、補充原則4-2②、原則5-2が対応条文になる。以下は**IP関連部分の正確な日本語抜粋**である。 7

「また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。」

— 補充原則3-1③

「また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。」

— 補充原則4-2②後段

「…その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かり

やすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」
 ー 原則5-2

差分表

旧条文	新条文	変更の要点
補充原則3-1③後段 「人的資本や知的財産への投資等についても…情報を開示・提供すべきである」	原則4-1第2文+4-1解釈指針 「成長投資（…知的財産等の無形資産への投資等）…説明を行うべき」 「…創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべき」	IPは「経営戦略開示の一項目」から、 取締役会が説明すべき成長投資かつ戦略的ライフサイクル管理の対象へ拡張
補充原則4-2②後段 「人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み…実効的に監督」	原則4-2(2)+4-2解釈指針 「経営資源の配分…不断に検証」	4-2から「知財」の直示文言は外れるが、監督機能は 資源配分全体の不断検証 として一般化・継続
原則5-2 「…設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等…明確に説明」	原則4-1第2文 「成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）…説明を行うべき」	旧5-2に 明示されていなかったIP が、新4-1の原則本文に追加。しかも位置づけが 株主対話章から取締役会責務章へ移った
補充原則3-1③前段・補充原則4-2②前段のサステナビリティ部分	原則4-5	IP関連文言とサステナビリティ文言を切り分け、 サステナビリティは4-5、IP・資源配分は4-1/4-2へ再整理

この対応関係は、金融庁の変更履歴版が明示している。とくに旧3-1③や旧4-2②、旧5-2・5-2①の内容が4-1、4-2、4-5およびその解釈指針へ「統合・整理」されたことが公式に示されている。⁸

ここで重要なのは、**旧条文が消えたこと自体をもって、IPの重要性が下がったとは読めない点**である。改訂案クリーン版の総論は、解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外だが、各原則の実質的対応を支援する役割を担うと明記し、さらに変更履歴版・クリーン版は、解釈指針へ移管されたり削除されたりした記載について「重要性が失われたと考えることは適切ではない」とまで述べている。⁹

改定の趣旨と目的

金融庁・東証の公式解説資料は、今回改訂の中心目的を、企業の持続的成長と中長期的企業価値向上に向けた**成長投資の促進**と、形式主義を脱した**コードの実質化**に置いている。4月10日公表の「成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」は、企業価値創出が雇用拡大・賃金上昇・投資リターン拡大を通じ日本経済全体の豊かさの源泉であるとし、CGコードは「守り」だけではなく「攻めのガバナンス」を実現するものと位置づける。そのうえで、企業は成長の道筋を構築し、成長投資や事業ポートフォリオ見直しなどの経営資源配分を行う必要があり、短期目線の株主還元には偏らず中長期的の価値向上に向けた投資が期待されると説明している。¹⁰

同資料は、その具体化として、取締役会が成長投資に向けた取組みの重要性を明記したこと、成長投資の例に**設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産**を挙げたこと、自社の経営資源配分が戦略・計画に照らし適切かを**不断に検証**すべきことを列挙している。また、説明方法としては単なるキャピタルアロケーション表の開示に限られず、ヒト・モノ・カネ等の経営資源配分について、自社の状況に即した説明が重要だとしている。¹¹

金融庁が同日に公表した「経営者向け」「担当者向け」メッセージも、今回の改訂は、企業が「持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた本質的な取組みに注力できるよう、後押しする観点」から行うものであり、**すべての原則を形式的にコンプライすればよいわけではない**と明言している。むしろ、コンプライする場合でも、しない場合でも、その理由を丁寧に説明することが投資家との建設的対話に資するとされる。これは、IPについても「記載欄を埋める」発想ではなく、なぜそのIP投資が必要か、あるいはなぜ現時点で大きな投資を要しないのかを、成長の道筋の中で説明する姿勢が求められることを意味する。 12

また、日本取引所グループ 13 の2026年4月7日フォローアップ資料は、今回の見直しの背景として、経営資源の配分先には「人的資本や知的財産への投資等」を含む多様な投資機会があることを認識する必要があること、現預金を投資等に有効活用できているかの検証・説明責任を明確化する必要があることを挙げている。ここから見ると、IP条文の再編は単独論点ではなく、**現預金偏重から成長投資への転換**というより大きな政策文脈の中に置かれている。 14

企業実務への影響

改訂案を踏まえた実務上の本質は、IPを「知財部門の説明資料」から「取締役会が資本コストと成長戦略に照らして説明・監督するテーマ」へ格上げすることにある。さらに、解釈指針は非C/E対象とはいえ、創出・取得・強化・保護・収益化まで具体化しているため、企業が旧来どおり「重要です」とだけ書いて済ませる余地はむしろ狭まる。以下は、改訂案の条文、公式解説、ならびに特許庁 15 の知財・無形資産ガイドを踏まえた実務対応例である。 16

取締役会

取締役会への影響は最も大きい。IPは今後、研究開発や人的資本と並ぶ**成長投資のひとつ**として、資本コスト、成長フェーズ、機会コスト、事業ポートフォリオの見直しと一体で議論される必要がある。旧4-2②が求めていた「実効的監督」は、新4-2(2)と4-2解釈指針で、より広い資源配分検証の枠に組み込まれた。 17

具体的な対応例や推奨アクションは、次のとおりである。

- ・年1回ではなく、**中計策定時・予算編成時・ポートフォリオ見直し時**に、IP投資を含むキャピタルアロケーションを取締役会議題に載せる。
- ・取締役会資料を、「創出」「取得」「強化」「保護」「収益化」の五つの観点で整理し、R&D・M&A・ライセンス・秘密管理・訴訟対応・標準化対応を一枚で見える化する。
- ・IP投資の判断を、単なる件数や出願数ではなく、**どの事業の収益力・価格決定力・参入障壁・将来キャッシュフローに効くのか**という形で議論する。
- ・現預金や遊休資産を維持する場合は、**なぜその保有が合理的か**、なぜIP・R&D・M&A・人的資本への振替が現時点で最適でないのかを説明可能にする。

知財戦略

改訂案の最も実務的な新しさは、知財を「投資対象」としてだけでなく、**経営上のライフサイクル管理対象**として書いた点である。現行版にはなかった「取得」「保護」「収益化」という語が入ったことで、企業は自前開発型の知財戦略だけでなく、外部取得、アライアンス、ライセンス、共同研究、標準化、ブランド・データ・ソフトウェアなどを含めた無形資産戦略を構築しやすくなった。 18

具体的な対応例や推奨アクションは、次のとおりである。

- ・事業ごとに、知財・無形資産を**成長型／防衛型／収益化型**に分類する。
- ・「出願件数」中心の管理から、**どのIPがどの事業ポートフォリオの競争優位に効くか**を整理したマップへ切り替える。

- ・自社創出だけでなく、**買う・借りる・提携する**という取得戦略を明文化する。
- ・IP戦略文書と中計・事業戦略・研究開発戦略・人材戦略を別建てにせず、共通KPIと共通ストーリーで接続する。

開示項目

旧3-1③のような「知財投資の開示」という独立した書きぶりは薄れるが、実務上の開示負担は軽くなるらない。むしろ、4-1本文が成長投資の具体的説明を求め、4-1解釈指針が投資の考え方と知財の戦略的取組みを具体化しているため、企業はCG報告書、統合報告書、有価証券報告書、決算説明資料、キャピタルアロケーション開示を**相互参照可能な一つの物語**にする必要が高まる。さらに、TSE資料では改訂後コードを踏まえたCG報告書を2027年7月末までに提出するとされ、スタンダード・プライムではC/E対象が「基本原則・原則」に再編される。¹⁹

具体的な対応例や推奨アクションは、次のとおりである。

- ・CG報告書では、4-1・4-2に対する対応方針として、**IPを含む成長投資の考え方を簡潔に示す。**
- ・統合報告書や有報では、**事業戦略→競争優位→必要な知財・無形資産→投資→成果**のつながりを図示する。
- ・「知財は重要」とだけ書かず、**どの事業で、何のために、どの手段で投資し、どう回収するか**まで書く。
- ・IP投資を抑制する局面では、その理由を**事業ポジション・技術成熟度・資本効率・代替手段**と結び付けて説明する。

評価指標

改訂案はKPIを列挙していないが、4-1解釈指針の文言からすれば、IPの説明は**投資額だけでなく成果につながる指標**を伴うほうが整合的である。大和総研²⁰も、改訂案4-1の追加文言が、単なる原則整理ではなく、何を実行するのかの説明を原則本文で強めた点を重視している。²¹

具体的な対応例や推奨アクションは、次のとおりである。

- ・**投資指標**：R&D投資額、IP関連投資額、重点技術領域別の資源配分、外部取得案件数。
- ・**先行指標**：重要特許群の形成状況、共同研究の進捗、標準化活動、データ資産基盤、ブランド投資の到達度。
- ・**成果指標**：新製品売上比率、ライセンス収入、価格プレミアム、粗利率改善、投資回収期間。
- ・**防衛指標**：営業秘密管理の監査結果、技術情報漏えいインシデント件数、重要契約の秘密保持・権利帰属整備率。

内部体制

新4-4解釈指針がサイバー、経済安全保障、サプライチェーン途絶、技術等の情報流出リスクに触れたことで、IPガバナンスは**出願・権利化だけでなく、情報保護・全社リスク管理**まで含むテーマになった。したがって、知財部だけに閉じた対応では足りず、法務、IT・セキュリティ、研究開発、経営企画、IR、取締役会事務局の横断連携が必要になる。²²

具体的な対応例や推奨アクションは、次のとおりである。

- ・取締役会または経営会議の下に、**IP・無形資産・データを横断する委員会**を置く。
- ・取締役会事務局、CFO、CTO/CIO、知財責任者、法務、IRが同じ資料セットで議論できる体制を作る。

- ・重要情報について、営業秘密管理、アクセス制御、委託先管理、共同研究契約、海外展開時の輸出管理・経済安全保障対応を連動させる。
- ・M&A・出資・業務提携時のIPデューデリジェンスとPMIを、通常の財務DDと並ぶ標準プロセスにする。

専門家コメントと主要メディア報道

専門家の見方は、おおむね「IPの後退」ではなく「**原則本文への格上げと実質化**」で一致している。まず、PwC Japanグループ²³は、今回の改訂を「無形資産投資の後押し」と位置づけ、日本企業の投資不足、特に人的資本や知財、組織改革といった無形資産投資の弱さを背景に、今回の改訂案が取締役会の説明責任を通じて意思決定に直接働きかける制度介入だと評した。とりわけ、「人的資本・知的財産等の無形資産への投資」が**初めて原則本文に明示列挙されたこと**、さらにIP投資について「創出・取得・強化・保護・収益化」に戦略的に取り組むべきとした点を強調している。²⁴

次に、KPMGジャパン²⁵は、全体像として今回の改訂を「コード策定時のプリンシプルベースの精神に立ち返るための、いわば**コードの実質化**」と整理し、解釈指針の新設とともに、現預金等の金融資産や実物資産等の経営資源が成長投資に有効活用できているかを不断に検証することが取締役会の役割・責務として例示された点を重視している。これはIPに限らず、IPを含む無形資産投資が**資源配分全体の議論の中に取り込まれた**という読みと整合する。²⁶

さらに、大和総研²⁰は、今回の四つの論点の一つを「経営資源の適切な配分」と整理し、4-1に新たに追加された原則本文の中で、**設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産**が明示されたことを強調する。また、4-1解釈指針が多様な投資機会を認識すべきこと、知財等の無形資産への投資は競争力や企業価値向上の源泉として、その創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むことが重要であると説明している点にも注目している。さらに同レポートは、建設的対話に資する知財開示に向けて特許庁ガイドブックを参照している。²¹

一方、主要メディアの論点設定はやや異なる。ロイター²⁷の報道やインタビューは、今回の見直しを主として**現預金の有効活用、cash hoarding問題、アクティビスト対応、資源配分戦略の明示**の文脈で取り上げている。つまりメディアは、IP単独の開示論点よりも、資本市場における「なぜ企業は投資しないのか」という問題設定でこの改訂を読んでいる。これ自体が、IPが今後は独立の知財開示テーマというより、資本コスト・資本配分の説明責任の中で見られることを示唆している。²⁸

また、テレビ東京²⁹の「Newsモーニングサテライト」も、4月22日の番組でこのテーマを「コーポレートガバナンス・コード改訂の狙いは？」「企業統治はどう変わる？」という形で扱っており、報道上の関心が広く企業統治全体の変化へ向いていることが分かる。IP論点は、企業統治全体の変化の中で読むほうが実務的である。³⁰

関連ガイドラインと法令との関係

IP実務の観点では、今回の改訂案をCGコードだけで閉じて理解するのは不十分である。まず、特許庁¹⁵の2024年ガイド「知財経営への招待」は、CGコード改訂や知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0を受けて、知財・無形資産の投資・活用やその開示の重要性への認識が広がった一方、企業では自社の強みの把握や社内共通認識化がボトルネックだと整理している。2025年ガイド「企業成長の道筋」は、知財・無形資産に係る開示の充実化を通じ、企業と投資家・金融機関が中長期視点の建設的対話を行い、経営戦略の磨き上げと企業価値向上を実現することを狙っている。今回の改訂案4-1の読み解きに、これらのガイドは極めて相性が良い。³¹

法令面では、CGコードはあくまで上場会社の行動原則であり、IPそのものの権利取得・保護・利用の実体法ではない。したがって、改訂案4-1解釈指針のいう「創出・取得・強化・保護・収益化」を現実の実務に落と

すときには、権利化や独占的保護の基盤として**特許法**や**商標法**、ソフトウェア・コンテンツ・データ利用に関しては**著作権法**、営業秘密や技術情報保護の実務では**不正競争防止法**が関わる。また、ライセンス、共同研究、標準化、技術提携の設計によっては**独占禁止法**上の論点も生じ得る。今回の改訂案4-4解釈指針が「技術等の情報流出リスク」にまで触れたことは、こうした実体法とガバナンス実務の接点が広がっていることを示している。³²

実務上の含意は明快である。今後の企業対応は、**CG報告書の文言修正だけでは足りない**。知財・無形資産ガバナンスガイドラインや特許庁ガイドを使いながら、取締役会の資本配分議論、IRストーリー、権利保護、秘密管理、情報セキュリティ、提携・ライセンス実務を一体化しなければ、改訂案が求める「実質化」には届かない。これは、まさに今回の改訂がIPを「知財部の開示テーマ」から「経営そのもののテーマ」へ移したことの帰結である。³³

公式資料URL

公式の一次資料は以下で確認できる。いずれも2026年4月10日公表の改訂案またはその関連資料である。

³⁴

金融庁 公表ページ

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410.html>

金融庁 改訂案（変更履歴版）PDF

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410/01.pdf>

金融庁 改訂案（クリーン版）PDF

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410/02.pdf>

金融庁・東京証券取引所 成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について PDF

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410/03.pdf>

東京証券取引所 公表ページ

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20260410-01.html>

東京証券取引所 上場制度見直し資料 PDF

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/t13vrt000000sodn-att/t13vrt000000sofy.pdf>

現行版コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日再改訂）PDF

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210611-1/06.pdf>

特許庁 知財経営への招待

<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mukei-toushi-katsuyou-guide/>

特許庁 企業成長の道筋

https://www.jpo.go.jp/support/example/ip_disclosure_for_stakeholder.html

¹ ⁷ ³⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410.html>

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410.html>

- 2 3 20 <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210611-1/06.pdf>
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210611-1/06.pdf>
- 4 8 9 29 <https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410/01.pdf>
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410/01.pdf>
- 5 6 16 17 18 22 27 33 <https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410/02.pdf>
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410/02.pdf>
- 10 11 https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryu/20260403/03.pdf
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryu/20260403/03.pdf
- 12 <https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410/04.pdf>
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410/04.pdf>
- 13 21 23 https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20260427_025733.pdf
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20260427_025733.pdf
- 14 <https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/nlsgeu000006gevo-att/t13vrt000000vg32.pdf>
<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/nlsgeu000006gevo-att/t13vrt000000vg32.pdf>
- 15 28 <https://jp.reuters.com/markets/japan/DKC44WL4OFLAHGRZMMV5ZFPEVY-2026-02-25/>
<https://jp.reuters.com/markets/japan/DKC44WL4OFLAHGRZMMV5ZFPEVY-2026-02-25/>
- 19 <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/t13vrt000000sodn-att/t13vrt000000sofy.pdf>
<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/t13vrt000000sodn-att/t13vrt000000sofy.pdf>
- 24 <https://www.pwc.com/jp/ja/services/consulting/intelligence/assets/pdf/weekly-macro-economic-insights20260414.pdf>
<https://www.pwc.com/jp/ja/services/consulting/intelligence/assets/pdf/weekly-macro-economic-insights20260414.pdf>
- 25 31 <https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mukei-toushi-katsuyou-guide/>
<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mukei-toushi-katsuyou-guide/>
- 26 <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmgsites/jp/pdf/2026/jp-jgaap-news-flash-2026-04-15.pdf>
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmgsites/jp/pdf/2026/jp-jgaap-news-flash-2026-04-15.pdf>
- 30 https://www.tv-tokyo.co.jp/broad_tvtokyo/program/detail/202604/14445_202604220545.html
https://www.tv-tokyo.co.jp/broad_tvtokyo/program/detail/202604/14445_202604220545.html
- 32 <https://laws.e-gov.go.jp/law/334AC000000121>
<https://laws.e-gov.go.jp/law/334AC000000121>